

江別市緊急サポートネットワーク

利用ガイド



《委託先・緊急サポートネットワーク事務局》

NPO法人 北海道子育て支援ワーカーズ

札幌市西区二十四軒1条4丁目6-3 二十四軒ターミナルビル 2F

TEL: 011-632-5180 FAX: 011-632-5181

※電話受付時間: 平日 10時00分~17時00分

《設置》

江別市 子ども家庭部 子育て支援課

江別市高砂町6番地

TEL: 011-381-1408 FAX: 011-381-1070

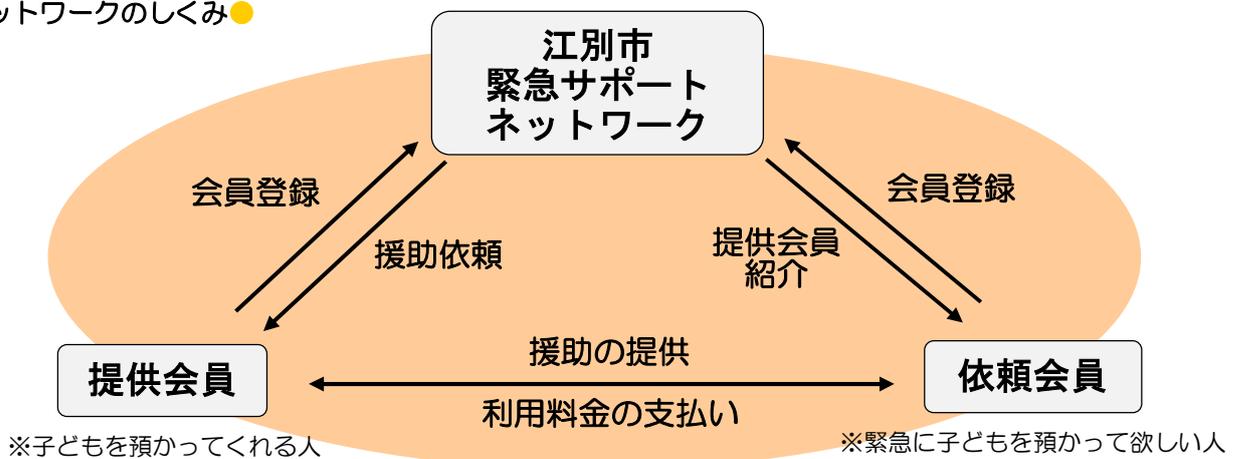
◆ 緊急サポートネットワークとは ◆

緊急サポートネットワーク事業とは、子どもの病気や、急な残業、出張などが生じたときに、地域の会員同士で、宿泊を伴う預かりや緊急的な預かりを行うものです。

緊急時に子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と、お手伝いのできる人（提供会員）で会員組織を作り、地域で子育てをサポートしていくことを目的としており、緊急サポートネットワークがその橋渡しを担います。

緊急サポートネットワークは緊急時のサポートサービスのため、継続的・定期的な預かりや送迎は、ファミリー・サポート・センターやその他各種子育て支援サービスをご利用ください。

● ネットワークのしくみ ●



援助活動の内容

- (1) 病児または病後児を預かること。
- (2) 宿泊を伴って児童を預かること。
- (3) 早朝、夜間等の緊急時に児童を預かること。
- (4) 児童の病気による保育施設等からの呼び出し等、緊急度が高いと認められる場合において、児童を一時的に引き取り、受診すること。また、その後預かること。
- (5) 上記に掲げるもののほか、緊急性のある子育てに関する援助活動。

★援助活動の場所は、会員相互の協議によりそれぞれの自宅とします。ただし、宿泊を伴う児童の預かりについては、原則として提供会員の自宅とします。



◆ 入会の手続き ◆

制度の趣旨や目的を充分にご理解いただいた上で、緊急サポートネットワーク事務局（以下、「緊急サポネット」といいます。）に入会申込書等を提出してください。

【依頼会員】・・・緊急に子育てを手助けしてほしい方

- ☆ 江別市内にお住まいの方
- ☆ おおむね小学校6年生までの子どもを育てている家庭の方

【提供会員】・・・子育てをお手伝いする方

- ☆ 江別市内及び江別市近郊にお住まいの方
- ☆ 健康で緊急的な援助活動に理解と熱意のある18歳以上の方（保育士等の資格は問いませんが、緊急サポネットの実施する研修に参加していただきます。）

【両方会員】

- ・・・依頼会員と提供会員を兼ねる方

- ☆ 「助けられたり、助けたり」の関係です。



依頼会員になるための手続き

- 1.緊急サポネットにご連絡ください。
- 2.「入会申込書」「事前打合せ票」に必要事項を記入し、提出してください。
（郵送・FAX可）
※「入会申込書」「事前打合せ票」はウェブサイト・郵送・FAXにより入手可能です。
※「事前打合せ票」はコーディネートに使用しますので、記入後保管しておいてください。
- 3.事前に打合せをします（コーディネート）。
コーディネーターが訪問して行いますので、事前にご連絡ください。
※FAXでお申込みの方は「入会申込書」の原本をご用意ください。
※承諾書に署名・捺印（シャチハタでないもの）を頂きます。
※コーディネートが終わった翌日から援助活動を依頼することができます。

提供会員になるための手続き

- 1.緊急サポネットにご連絡ください。
- 2.「入会申込書」に必要事項を記入し、顔写真とあわせて提出してください。
（郵送・FAX可）
※「入会申込書」はウェブサイト・郵送・FAXにより入手可能です。
※顔写真（上半身・無帽。たて2.5cm×よこ2cm）
- 3.緊急サポネット指定の研修を受けてください。
- 4.2年毎にフォローアップ研修（2H）を受講し更新が必要です。

◆ 利用時間・料金・場所 ◆

区分	受付時間	利用時間	利用料金	援助活動場所
病児または病後児の預かり	前日の 10時～20時まで	月曜日～土曜日の 7時30分～ 18時まで	1,000円/1時間	依頼会員または提供会員の自宅
	当日の 6時30分～16時まで	※日曜及び祝日の預かりは行いません。		
上記以外の子の預かり	前日の 10時～20時まで	7時30分～ 23時まで	7時30分～ 18時まで 1,000円/1時間	依頼会員または提供会員の自宅
	当日の 6時30分～17時まで		上記以外の時間 1,200円/1時間	
宿泊を伴う預かり ※病児は除く	前日の12時まで	保育園、幼稚園、学童保育、小学校等の降園または下校時から翌日の登園または登校時まで ※上記施設等を利用していない場合、18時～翌日8時まで。	3歳未満 12,000円/1泊	提供会員の自宅
			3歳以上 10,000円/1泊	
			食事代 (実費相当額)	

備考

- 1 生計を一にする世帯から、児童2人以上の利用があった場合、2人目以降の利用料金は、1人につき半額分を加算することとします。病児は一対一で対応します。
- 2 援助時間が1時間以下であっても最低1時間分の利用料金を支払うものとします。
援助時間が1時間を超える場合（宿泊を伴う預かりを除く。）は、その超えた時間が、30分以下のときは利用料金の半額とし、30分を超え1時間までのときは利用料金の全額とします。
- 3 交通費については、依頼会員が実費を支払うものとします。自家用車の時の料金は下記のとおりとします。

5キロ未満 300円

5キロ～20キロ未満 480円

20キロ～30キロ未満 700円

30キロ以上 900円

- 4 援助活動における児童の食事（宿泊を伴う預かりにおける食事を除く。）、ミルク、おやつ、おむつ等は、依頼会員が用意することとします。宿泊を伴うときは朝昼200円、夜300円を別途支払うものとします。
- 5 1回の援助時間が8時間を超える場合、提供会員が交代する必要がありますので、2人になった場合は、交通費を2人分支払うものとします。
- 6 児童扶養手当 または ひとり親家庭等医療費受給者の方は、市が利用料を助成します。
詳しくは別紙「江別市緊急サポートネットワークひとり親等世帯の利用助成制度のご案内」をご覧ください。
- 7 年末年始（12/29～翌1/3）は利用できません。

★ キャンセル料

依頼予定日の前日までに申し出たとき	無 料
依頼予定日の当日申し出たとき (※提供会員が家を出るまでの場合、キャンセル料はかかりません。)	依頼予定時間の利用料金の1時間分の額(宿泊を伴う預かりの場合は、1泊分の利用料金の額の4分の1の額)
依頼予定時刻1時間前までに申し出ず、利用しなかったとき	依頼予定時間の利用料金の全額(宿泊を伴う預かりの場合は、1泊分の利用料金の全額)

※交通費がかかる場合は別途

◆ 援助活動の流れ（全体概要） ◆

援助活動は、以下のような手順で実施されます。

依頼会員	コーディネーター	提供会員
<p>① 依頼会員が、緊急サポネットに援助を申し込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助内容（日時・病状・受診日・預かり場所等）を江別会員専用連絡先（※）へ連絡してください。 ・援助中は、必ず連絡が取れるようお願いします。 <p>② 提供会員から連絡を受ける。</p> <p>③ 援助活動終了後、利用料金を提供会員に支払い、提供会員から援助内容の報告を受ける。</p>	<p>① コーディネーターが電話を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かる場所（依頼会員宅・提供会員宅）と援助内容を確認する。 ・援助する提供会員が、直接依頼会員のところへ連絡することを伝える。 <p>② 提供会員に援助を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供会員に、援助活動の内容と、直接依頼会員へ連絡するように伝える。 <p>③ 提供会員から援助活動の報告を受ける。</p>	<div data-bbox="1034 353 1337 622" data-label="Image"> </div> <p>① 援助が可能であることをコーディネーターに伝える。</p> <p>② 援助活動の内容を確認する。</p> <p>③ 依頼会員に直接連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助日時、場所を確認 ・連絡先を伝える。 ・家を出る（キャンセル）時間を伝える。 <p>④ 援助活動を実施する。</p> <p>⑤ 援助活動中に適宜、援助活動の報告書に記入する。</p> <p>※援助中の困ったこと、わからない事、心配なこと等があれば、江別会員専用連絡先に連絡をください。</p> <p>⑥ 援助活動終了後、依頼会員に援助活動内容を報告し、利用料金を受け取る。</p> <p>援助活動の報告書（依頼会員用）は、依頼会員に渡す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを書いてもらう。 <p>⑦ 江別会員専用連絡先に終了した旨を伝える。</p> <p>⑧ 緊急サポネットに下記書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助活動の報告書（コーディネーター用） ・アンケート ・聞き取り票 ・地図 ・その他依頼会員から預かったもの <p>※援助活動の報告書（提供会員用）は、提供会員が保管する。</p>

※江別会員専用連絡先は、入会後にご案内します。

◆ 援助活動の流れ（依頼会員・内容別） ◆

◆ 病児・病後児の預かり

お預かりは病院での受診後です。（病名が分かっていること）
受診していないときは提供会員が受診させます。



I. 受診した場合

- ・病院で受診し、家庭で安静にしているようにと医師から診断を受けていることが必要です。
（診断の有効期限は受診日を含めて3日間です。3日以内でも一度登園（登校）した場合は再度受診が必要です。学校伝染病の場合はこの限りではありません。）
- ・「病児依頼連絡票」を記入してください。押印を忘れずに！
- ・提供会員に「病児依頼連絡票」を渡し、引継ぎをしてください。
※薬がある場合は1回分をとり分けて預けてください。（坐薬も1回分をお願いします。）
- ・帰宅後「病児保育の報告書」をご確認の上、利用料金・実費経費を提供会員にお支払いください。

II. 受診していない場合

- ・「病児連絡票」を記入してください。押印を忘れずに！
- ・受診する病院に提供会員の名前と子どもの症状を伝えてください。
- ・「病児連絡票」・診察券・保険証・診察料・鍵・タクシー代等を提供会員にお渡しください。
「委任状（病院）」が必要な時は提供会員にお渡しください。
- ・提供会員から受診結果の連絡が入りますので、その後の援助内容を判断してください。
- ・帰宅後、「診療結果報告書」・「病児保育の報告書」をご確認の上、利用料金・実費経費を提供会員にお支払いください。

III. 保育所等のお迎え（病気で受診が必要な場合等）

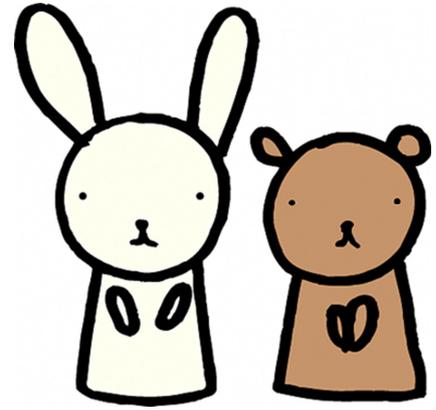
- ・迎えに行く提供会員の名前をかかりつけ医・保育所等に伝えてください。
- ・かかりつけ医には、子どもの症状・保育園等で流行っている病気等情報を詳しく伝えてください。
- ・「委任状」が必要な時はかかりつけ医・保育所等にFAXをしてください。
- ・「鍵」の受け渡し方法を確認します。
- ・投薬するには「投薬依頼書」が必要になりますので、自宅または事務所にFAXをしてください。
- ・提供会員から受診結果の連絡が入りますので、その後の援助内容を判断してください。
- ・帰宅後、「診療結果報告書」・「病児保育の報告書」をご確認の上、利用料金・実費経費を提供会員にお支払いください。



◆ 一般預かり（病児・病後児を除く。）

I. 保育所等のお迎え（急な残業等）

- 迎えに行く提供会員の名前を保育所等に伝えてください。
- 「委任状」が必要な時は保育所等に FAX をしてください。
- 「鍵」の受け渡し方法を確認します。
- 帰宅後、「援助活動の報告書」を確認の上、利用料金・実費経費を提供会員にお支払いください。



II. 保育所等への送り（早朝出勤等）

- 送りに行く提供会員の名前を保育所等に伝えてください。
- 「委任状」が必要な時は提供会員に渡してください。「鍵」を提供会員に預けてください。
- 「援助活動の報告書」を確認の上、利用料金・実費経費を提供会員にお支払いください。
- 提供会員から援助終了の報告が入ります。

III. 宿泊

- あらかじめ緊急サポネットにご連絡いただき、事前顔合わせをします。
- 提供会員から連絡が入りますので、住所・連絡先等を確認してください。
- 迎えに行く提供会員の名前を保育所等に伝えてください。
- 「委任状」が必要な時は保育所等に FAX をしてください。「鍵」の受け渡し方法を確認してください。
- 翌日勤務終了後、提供会員宅へ迎えに行き「援助活動の報告書」を確認の上、利用料金・実費経費をお支払いください。（直接提供会員に渡せない場合は、コーディネーターにご相談ください。）

◆ 援助活動の流れ（提供会員） ◆

- (1) コーディネーターへの連絡や、「事前打合せ票」の内容をもとに、支援内容を想定しておきます。
- (2) 訪問の場合： 依頼時間の10分程度前に到着するようにします。
コート類は玄関で脱ぎ、部屋まで持ち込まないでください。
自宅の場合： 依頼時間の15分程度前には危険物を片付けるなど準備を整えます。

(3) 保護者、子どもと挨拶します。

(4) 手洗いを済ませ、エプロンを着用します。

(5) 依頼会員との打合せ

- ・ 体調を聞き取った上で、特に配慮することを確認します。
（「病児依頼連絡票」など参照）
- ・ 投薬があるときには、「投薬依頼書」と1回分に分けた薬を受取ります。
「投薬依頼書」と投薬の内容が一致しているかを必ず確認します。
- ・ 寝かせる場所、使用する部屋及び入ってはいけない部屋や場所を確認します。
- ・ おむつと着替え、おむつの捨て場所、薬箱、体温計の場所を確認します。
- ・ 食事、飲み物、おやつ、ミルクの作り方、量などを確認します。
- ・ 電話、訪問者への対応方法を確認します。
- ・ 終了時間、緊急連絡先を確認（「聞き取り票」など参照）します。
- ・ 危険なものが目の付くところにある場合、片付けてもらうようにします。

(6) 支援活動上の留意点

○ 安全管理

支援活動で大事なことは、子どもを安全に預かることです。子どもが寝ているときも、起きているときも片時も目を離さないことです。危険だと思ふことは、事前に取り除くようにします。万一、緊急事態が発生した場合は、状況を正確に判断し依頼会員（または江別会員専用連絡先）に連絡し、救急車を呼んだり応急手当をしたりするなど、速やかに行動してください。

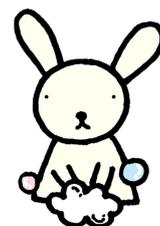
○ 遊び

子どもの体調に合わせながら、子どもの好きな遊びを一緒に楽しみます。

○ 授乳、食事、おやつ

保護者の指示に従って、衛生面に十分配慮しながら行います。

投薬を依頼されている場合は、投薬時間を忘れないようにします。



○ 報告書

「病児保育の報告書（3枚つづり）」には、子どもの体調、症状、検温、トイレ、睡眠時間など簡潔に正しく記入します。「援助活動の報告書」の場合は、遊びの様子、子どもとの会話などを記入します。

記入に夢中になって子どもから目を離さないように注意します。

記入する時間が取れない場合は、保護者の帰宅後に事情を説明し、時間を取るようにします。口頭でも支援中の様子を伝え、保護者に安心してもらえるようにします。

○ 片付け

保護者の帰宅時間が近づいたら、おもちゃなどを少しずつ片付け気持ちよく出迎えられるようにします。

7) 支援活動終了

○ 報酬

子どもを預かった時間から保護者の帰宅時間（またはお迎え時間）で計算し、報酬を受取ります。（交通費別途）

○ 活動の終了

室内を再度点検し、忘れ物がないことを確認します。新たな支援依頼があったときには、保護者から緊急サポネットに連絡をするように伝えます。保護者と子どもに挨拶をして帰ります。

- 江別会員専用連絡先へ終了の報告をし、報告書と使用した書類（「事前打合せ票」・「投薬依頼書」など）を緊急サポネットに郵送または持参します。

◆ 「子育て相互援助活動補償保険」について ◆

「子育て相互援助活動補償保険」は、緊急サポートネットワーク事業において、提供会員が活動中に傷害を被った場合、または万一の賠償請求を受けた場合、及び依頼会員の子ども（利用子ども）が、援助を受けている間に傷害を被った場合に補償を行うものです。

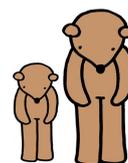
緊急サポネットにおいて、一括して保険に加入しております。（会員の保険料負担はありません。）



**事故等が起きた場合は、速やかに
緊急サポネットへ連絡してください！**



◆ 援助活動の際の約束 ◆



以下の内容は、必ず守ってください。

* 依頼会員の皆さんへ

- 1 本事業の活動主旨を理解し、法令・要綱・緊急サポネットからの連絡事項等を守ってください。当日依頼は提供会員が見つかり次第になります。
- 2 依頼内容（特に開始時間・終了時間）は必ず守ってください。
※ 開始時間…子どもを預かった時
終了時間…援助活動を終了する事を依頼者に確認した時
- 3 この事業は、病児・病後児のお預かりを100%保証するものではありません。また、病児の宿泊はお受けできません。
- 4 提供会員は、医療行為を行えませんので、喘息等で吸入処置が必要なお子さんの援助等は、お受けできません。
- 5 援助活動中に病状が悪化した場合は、予定時間より前でもお迎えをお願いすることがあります。
- 6 援助活動中、依頼会員は、提供会員と常に連絡がとれるようにしてください。緊急連絡がつかなかったことにより不利益が生じても責任は負いません。
- 7 援助活動中、子どもの様態が急変した、あるいはケガ等で緊急の対応が必要となった場合、保護者への確認の前に救急外来等で受診することがあります。

* 提供会員の皆さんへ

- 1 病児保育で使用したおもちゃについては、衛生管理に注意してください。
- 2 提供会員が援助活動を行う時は、各自エプロンを着用してください。
- 3 必要書類はいつも携帯してください。（会員証、各種様式等）
- 4 緊急サポネットを介さない援助活動については、補償保険は適用されませんので、必ず援助活動の内容を報告してください。

* 共通

- 1 お互いの人格・プライバシーを尊重し、援助活動により知り得た家庭の事情等を他に漏らさないでください。退会後も同様です。
- 2 本事業を政治・宗教・その他営利目的（物品の販売・あっせん）等のために利用しないでください。
- 3 会員同士の自発性・責任性を尊重した助け合い活動ですから、節度を守ってください。
- 4 本事業の設立主旨・目的に反する行為はしないでください。本事業の設立主旨・目的に反する行為があった時は、会員資格を喪失することがあります。